

プロイセン「学校保護権」に関する研究(1)

山本久雄

(教育学研究室)

(昭和60年10月11日受理)

はじめに

民衆初等学校における「学校保護権」(Schulpatronat)とは、民衆教育が国家によって組織だてられはじめた頃、問題となった概念で、学校の設立・維持に関する「中間的な」権能および責務である。国家による民衆教育の組織化においては、先ずこれを前提し、次に、その実態を国家法で追認し、しだいにそれを克服せねばならなかった。それは、国家による民衆教育の組織化過程の検討にとって重要な局面、すなわち、国家による地方的中間的な権力の克服過程にかかわる局面である。これに関しては、従来、方法的な困難さから敢えて取り上げ、論じられたことはなく、国家法の中に含まれる関連項目が若干言及されるだけであった。本稿も先ず国家法に注目することから始めよう。

I 学校パトロナート

ここで、先ず、1763年の「一般地方学事通則」および、1845年の「プロイセン州初等学校令」(Schulordnung für die Elementarschulen der Provinz Preussen, vom 11. Dezember 1845)の中の「パトロナート」関係部分を抽出してみよう。それが「パトロナート」の実体そのものでないことは後にのべる。プロイセン州に限定した場合、ポーランドの宗主権から脱し、プロイセン王国に編入されて以後、多少なりとも包括的な学校令はそう多い訳ではない。1713年の「プロイセン王国福音改革派監督、長老、教区、ギムナジウムおよび学校令」は、改革派の学校に関する規定を含むが、その主眼は中等学校にあった。1736年の「プリンキピア・レグラティヴァ」は、東プロイセンの王領地に対してのみ発せられたもので、国王としてではなく、グーツヘルの立場からのものである。プロイセン州を含む王国全土に、農村の学校という限定はあったが、包括的にルター派民衆初等学校に関して規定したのは「一般地方学事通則」がはじめてである。

同「通則」は、先ず第8条で「両親が、その児童のために必要なる規定せられたる授業料を支払い得ざるほど、著しく貧困なる場合、あるいは両親なき孤児が授業料を調達し得ざる境遇に在る場合、これらのものはそれ故に、ベアムテあるいは学校パトロン、説教師および教会信徒代表の許へ、授業料の支払いに関して教会資金からの支出方を願い出なければならぬ。……(以下略)……」¹⁾としている。この「通則」は、授業料に関する若干の規定は含むが、学校の設立・維持、学校教師の給与などについては全く規定していない。それについ

では、いわば、個別教会にかかわるゲマインデや説教師、信徒代表、パトロンなどの当事者による自主的配慮を前提し、彼らによる個別的な当事者秩序に委ねる形をとっている。従って「通則」はこの規定により、暗黙のうちにパトロンにそれらの配慮を期待しているようだが、それ以上は何も規定していない。

次に、教師の任用に関連して、「通則」は以下のように規定している。先ず、第12条は「…（前略）……学校教師およびキュスターの任命権者はすべて皆、今後農村における教職者に真に有為なる人物を任命すべく、きわめて熱心に努力すべし。……（以下略）……」とし、第13条は「朕が現在、キュスターならびに学校教師の選抜と任用（bestellen）に関する貴族およびその他の学校パトロンの特権を従前通り留保するよう命令せるにもせよ、すべての朕が宗務局は、地方監督、監督、監督教区長あるいは首席牧師をして、未熟無能ならざる、また素行も放埒ならざるキュスターおよび学校教師を任用せしむるよう、而して既にかかる適任者が任用せられしところでは、その者をして長く在任せしむるよう努力せねばならぬ。とくに、キュスターおよび学校教師が酒癖あるいは盗癖を有する場合、ゲマインデにて絶えず喧嘩を為す場合、上司に対して反抗的ないし不従順な振舞があった場合、淫蕩または姦淫の確認せらるる場合、その取調べを行うべし。何人といえども教職に任用せらるる以前にかかる所業を働かし事実ありたる時は、ただそのこと自体に因りて教職に就くに不適格たるべし。由りてかかる場合、学校パトロンは、他の品行方正なる教職候補者を任用試験におくらねばならない。されど任用以後に於てかかる所業の発覚せるときは、単に毎年のキュスターおよび学校教師に関する行状報告（Conduiten-Listen）の中にその旨が具申せられるべきのみならず、之に対する措置が指示せられ、且つ今後かかる不祥事の惹起するを防止し得んがため、直ちに朕が宗務局に対し報告が為さるべし。何となれば、事情の如何に依りては、この忌わしき所業を働かし放埒なる学校教師を直ちに強制停職処分に付し、次いで裁判所当局の所定の審理に基づきて罷免せねばならぬが故なり。……（以下略）……」としている。さらに、第14条は「農村においては何人といえども、監督に依りて試験され、試験の結果有能なることが認められ且つ教職適格証明書の交付せらるる以前に、キュスターまたは学校教師に任用せられ、あるいは就任してはならぬ。それ故、説教師は、上記の試験証明書、しかもそれに合格した旨の証明書をあらかじめ提出せざる者をキュスターまたは学校教師として、教会または学校に就職することを許可する（admittiren）権限をもたない。……（以下略）……」としている。ここで明らかなように、「通則」はパトロンが教師の任命権をもっていることを先ず是認し、それを前提にして、教師がもつべき資質を定め、また、それが一定の試験を受けねばならないとし、また監督の機構を定めている。これらは、一方で貴族に従来通りの特権を認めながら、他方で、できるだけ国家の観点から教師のあり方を一元化しようとする姿勢のあらわれである。これは、「グーツヘルやベアムテが、その所領内の村落学校教師に自分の気に入った人間を、あらかじめその能力を吟味することなく、気ままに任用している。……したがって、今日、もはや何もする仕事のなくなった人間がこれらの学校を開いているのであり、もっとも未熟無能な徒輩が村落学校の教師となっている」というHeckerのいらだちと密接にかかわっている。^[2]

さらに、「通則」はその20条で、「朕みずからがパトロナートを保有する直轄地たると、また、貴族、都市参事会およびその他の者がパトロナートを保有する非直轄地たるとを問わず、すべての農村学校ならびにカテキズム教授（Catechisationen）においては、自今、朕が

宗務局に依りて指定あるいは認可された教科書以外のものの使用を一切禁止する。……（以後略）……」とし、パトロンが組織する学校での使用教科書を指定している。

さらに、第26条は学校監督・視察に関する規定であるが、そこでは「地方監督」、「監督」、「監督教区長」、「首席牧師」に「無能なる学校教師が高等宗務局へ告発せられ、延いては農村から無学が一扫せられ且つ青少年の墮落が防止せられんがため、かかる学校査察を、単に朕が直轄地管区内の農村学校に対してのみならず、また、パトロナートが貴族または都市参事に帰属せる農村学校に対しても確実に実施すべし」としている。1750年設置の「福音ルター派高等宗務局」は王国全土のルター派教会・教育制度を管轄する最高の国家官庁であり、その下には各州に地方宗務局がおかれ、そこにはカトリックのBischofに相当する「地方監督」（Superintendent）または「監督」（Inspector）が置かれ（東プロイセンでは「首席牧師」《Erzpriester》、ポンメルンでは「監督教区長」《Praepositus》）、かれらの下に説教師が位置し、彼がキュスターと学校教師を監視するという体制ができていたのであるが、この条文で、こうした国家の監督機構がパトロン支配下の農村学校をも包括していることが宣言された訳なのである。

そして、「通則」第2条は、「賦役義務制、あるいはプロイセン地方における所謂シャルヴェルク制に基づき、隷民の児童を一定の年限のあいだ、とくに使役する権限を有する領主に対し、ここに厳粛に催告する。汝等はその義務に則りて、かかる児童が読むことを十分に為し得、キリスト教に関して良き基礎を授けられ、また書くことの初歩を修得し、而してそれに関する証明が説教師ならびに学校教師に依りて査察官に提出せらるる以前に、彼らを退学せしめざるよう配慮すべし。……（以下略）……」としている。周知のように、このころ、エルベ以東はグーツヘルシャフトの発展に伴って、領主の労働力需要が高まり、グーツヘル支配下の農村住民は当人の意向の如何にかかわらず、その子女をもグーツヘルに提供することを強制され、その奉公年季がしだいに長期化するという状況下にあった。⁹⁾ 国家が、すべての農村で教育を組織だてようとする時、グーツヘルによる、この農民子女の強制使役こそ大きな阻害要因であり、本条はこうした事情を背景としたものであった。

この「通則」は、農村学校の組織化のために、就学義務、グーツヘルの就学保障義務、就学義務解除の要件、夏期の登校の特例、説教師の教育活動、授業料、不就学の処罰、教師の要件・監督・試験、授業内容、教科書、訓育のあり方、学校視察等々にわたって詳細に規定するのであるが、実は、肝心の、そのための財政的配慮に関する規定を欠き、従って、個々の学校が国王の意向通りに直ちに一元的に設立・維持された訳ではなかった。それらの規定を欠いているということは、それらが国王の法の埒外の、私的な、あるいは自生的な当事者秩序によって律せられていることを前提していることのあらわれである。とりわけ、エルベ以東ではグーツヘルシャフトが形成されていたが、それは内的には自己完結性をもち、外的には独立性を強くもっていた。従って、そこで民衆学校がつくられ、機能していくか否かはひとえにグーツヘルの意向にかかっていた。18世紀よりプロイセン国王は民衆教育に対して積極的な姿勢をとるが、グーツヘルたちがすべてそれに呼応した訳ではなく、グーツヘルに学校の設立を求める措置が数多く国王から発せられたという事実は、¹⁰⁾ 逆にグーツヘルたちの不熱心さを物語るものであろう。ともあれ、この「通則」から推測できることは、パトロンには学校の設立・維持・運営に関する事実上の権能・責務が帰属しているらしいこと、そして、学校教師の任用に事実上優越的にかかわっているということ、国王がそれらパトロナー

トを法で一部客観化して、その特権に一部容喙しつつあるということである。

次に、1845年プロイセン州初等学校令に移ろう。この間、1787年には「高等学務委員会」が設置された。これは、全宗派、全学校種別を通じ、全国の全教育施設を一括して統一的に管理しようとする行政官庁で、近代的な統一的教育行政機構の礎石ともいうべきものであったが、その職掌を定めた訓令は「朕が全領土の全学校はこの委員会の総監督（Oberaufsicht）に服する。……（中略）……ただし、疑いもなくランデスヘルに帰属すべき、学校へのこの朕によって規定された全面的で一律の総監督については、朕の意図は単によき道徳的市民的教育を志向するだけであって、それによって、以前教師の任命権をもっていた貴族その他の学校パトロン、都市参事会、長老会の私権をおかそうとするものではない。むしろ、それらは従来のままであるべきだ」⁶⁾とし、パトロナートの存続を容認している。そして、その後も種々の改革の試みが行われているが、パトロナーナの温存という点は変わっていない。この延長線にプロイセン州初等学校令が位置づいているのである。「学校令」は先ず第Ⅱ部「学校教師の任命、職務、給与、解雇について」の第6条で「学校教師を任命する権利は、その学校が属する管区（Bezirk）のグーツヘルに属する。グーツヘルがそこに複数いる場合には、彼らの共同権とする。都市においては、伝来の慣行および他の権原による例外をのぞき、都市参事会に属する。グーツヘルのない土地では学校理事会（Schulvorstand）が学校教師を任命する。学校所在管区にグーツヘルが多数いる場合には、学校所在地のグーツヘルが教師任命のための共同会議を主宰する。……（以下略）……」⁶⁾とし、農村ではグーツヘル、都市では市参事会に任命権があることを確認している。さらに第7条は「学校教師には、りっぱなふるまいをし、試験委員会によって任命される能力をもつと証明されている者のみが任命される」とし、当局による試験を任命の前提条件としている。また第8条は「教師の任命は、すべて認可を求めるために県庁（Regierung）に提出されねばならない」としている。教師の任命については、さきの「通則」と同様、パトロンの任命権を認めつつ、その教師たるための資質を予め定め、さらに当局による試験、認可という手続を規定することによって、パトロンの恣意をおさえ、彼らの裁量に方向づけを与えようとしている。また、第Ⅲ部は「初等学校の監督」であるが、その第28条は「（農村）初等学校についての第一次的監督は、学校パトロンおよび学校理事会とともに当該牧師がこれを行なう」とし、第29条はその「学校パトロンは学校理事会を主宰し、完全な投票権をもって、また可否同数の場合には決定権をもってその集りに参加し、それを司会する権利をもつ」とし、第30条は「複数の学校パトロンがいる場合には、28条、29条によって彼らに帰属する権利は彼らの中の一人によって行使される。その決定は彼らの自由な合意に委ねられる。……（中略）……公的な学校試験および学校の祝祭行事には、いつでも学校管区（Schulbezirk）のグーツヘル全員は学校理事会によって招待されねばならない」としている。第31条以下は「学校理事会」に関する規定である。第31条によると「学校理事会」は「教区の牧師、彼は学校パトロン不在の時、その司会をする」と「学校所在地のゲマインデの長（Ortvorsteher）」、「2人ないし4人の、学校所在地のゲマインデ内の家父長」から成り、第32条によるとそれは「学校制度における外的な秩序（äussere Ordnung）の管理およびそれに関する命令の厳密な実施のために配慮せねばならない。また、学校の繁栄（Gedeihen）を妨げるすべてのものに注意し、更なる奨励のために役所と協力せねばならない。また、ゲマインデの、学校制度への参加の促進において、学校外での生徒の道徳的ふるまいを監視することにおいて、そし

て、規則的な学校視察を促進することにおいて牧師を助けなければならない。その課題は次の通りである。1) すべての学校試験, 新任教師の着任, その他の学校行事への参加。2) 学校の財産につき, また, 共同体金庫と並んで学校金庫があるところではそれを, 教会管理人 (Kirchenvorsteher) が教会財産を管理するのと同じ仕方, 学校パトロン(Patronat)の監督のもとで, 管理すること。3) 学校パトロン(Patronat)の関与のもとで, 学校を裁判その他法的事件において代表すること」ということになっている。ここで, パトロンは, 主として学校の「外的事項」に関する在地の管理機関たる「学校理事会」で主導的な地位を占めている。ちなみに, 学校の「内的事項 (das Innere, 教授, 教授法, 教授計画の遵守) および教師の服務監督は, 地方視学としての牧師の義務」である(第33条)。パトロンは, 学校理事会の構成員とともに, 学校経費の捻出, 住民の就学督励, 学校外での生徒の監視, 視学としての牧師が学校を巡回するに際しての便宜の提供などにかかわるのである。また, 学校の儀式, 行事に参列するなど, ある種の名誉権的なものも規定されている。

次に, 第IV部は「初等学校の維持」についてである。第38条は「特別な基金および給付」と題し, 「初等学校およびその教師の維持が特別な基金 (Stiftung) に基いている場合, あるいは, 一個人または団体が特別な法原因により初等学校にある種の給付をすることが義務づけられている場合, 以後もそのあり方が踏襲される」とし, 以前の慣行がそのまま継続されるべきことを定めている。また, そうした特別な基金・給付がない一般的な学校の設立・維持については第44条が「学校の建築および補修に際しては, 校区のグーヘルは協定および慣行が他のことを規定していない限りにおいて, 建築に必要な木材を無償で提供し, 建物の火災保険のために, それが木材としての価値を同時に含んでいる場合には, 適当なきよ出をおこなう義務をもつ。もし, 木材が建築場所から3マイル以内になく, また, 石造り建築のために使用できない時は, 相当する貨幣を支払わねばならない」とし, 負担における特別の義務を規定している。

ここで, 先ず指摘しうるのは, 「通則」にくらべ学校パトロナートの内実がより明瞭になっていることである。パトロンは, 今や, 教師の任命権, 学校の外的事項の管理における優越権, 名誉権の他, 学校の設立・維持についてある種の特別な義務をもつものとして, 国家法の中に規定されたのである。これは, 国家法の規定領域の拡大という基本的傾向と符合する。

II 教会パトロナート

次に, よく引用される教会法史の概説書により「教会パトロナート」の概念を明らかにしておこう。Paul Schoenによれば, パトロナートとは, 「特別な権原 (Rechtsgrund) に基づき, 一人の自然人または法人に属し, 教会, 教会ゲマインデ, 教会の職位に関する権利義務の総体であり」,⁽⁷⁾ また, Georg Arndtによると, それは「教会統治およびゲマインデの自然の生活営為 (Lebensäußerung) を制限する諸権限の総体であり, 歴史的発展の中にその発生と基礎づけを見出す, 教会法上の独特の慣行 (Einrichtung) であり」⁽⁸⁾, 「パトロナートの在り様 (Patronatsstellung) は, それぞれ個別的な権原に基づく個々の権利義務の厳密な検討によって明らかにされる」⁽⁹⁾ということになる。こうした一般的な概念規定はカトリックにおいても同様である。Paul Hinschinsはそれを「特別な権原に基づき,

教会または教会の職位に関し、ヒエラルヒーにおけるその地位とは無関係に、一個人に属する権利義務の総体¹⁰⁾としている。このパトロナートに含まれる権能としては、先ず「提案権」(Präsentationsrecht)、すなわち、個別教会の聖職者任命に際して、任命権者に特定人物を事実上の拘束力をもって候補者として提案・推挙する権能があげられている。宗教改革前より、司祭の任命権は司教(Bischof)の手にあつたが、それはパトロンの提案権により事実上大きく制約されていた。また、宗教改革以後も、地方監督(Superintendent)、ゲマインデ(教会員)の牧師任命権はかようなパトロンの権限に大きく影響されていた。もちろん、この権能も、個別教会の設立の由来、その後の宗教運動の影響、時代によって様ではない。地域によっては、ゲマインデに、かような提案に対する異議申立権を認めるところもあり、また、パトロンの一つの職位について複数の候補者を任命権者に提案させ、任命権者の裁量の余地を広げようとするところもある。¹¹⁾「プロイセン一般国法」(ALR, 1794年)第2部第11章324条以下では、パトロナートの存在を前提とした上で全ゲマインデに異議申立権を留保し、推挙された候補者が全教会員の3分の2の反対をうけ、しかもその反対が不当な教唆煽動によるものではないと判明した時、彼は牧師職にはつけないとしている。かように、地域的、時期的に多様な変種はあるが、パトロナートに含まれる権能の一つとして、教会聖職者の人事に関する事実上の優越権があげられる。

次に、教会財産の管理に関する優越的な権能がある。パトロンは、通常、教会財産の売却その他の措置、教会ゲマインデの年次収支計画、教会の改築・修繕についての事前の承認、教会金庫の管理状況の監督、教会ゲマインデの年次収支決算の検閲、教会財産目録の閲覧等の権利をもつこととされている。さらに、これに関連して、主として財産管理にあずかる合議体の運営機関が教会に付設される時、パトロンはその構成員となり、その中で、他の構成員を選定したり、会議の司会をつとめたりするなどの特権をもつ。また、自らが構成員となっていない場合には、少なくとも、その議決に対する同意権が与えられており、ALRはすべてのパトロンの、当該教会の財産管理に関する重要事項すべてについての認可権を与えている。これらも地域、時期により多様である。以上のうち一部のみをもつパトロンもあれば殆んどすべてに関与する者もある。のちにふれる、教会の設立維持にかかわるパトロンの負担のあり方とも関係して、そのあり方は多様である。しかし、いずれにせよ、とりわけ財産管理についてはパトロンの優先的な地位が与えられていることは確かである。

さらに、パトロンにはある種の名誉権ともいべき権能が与えられている。これについても、そのあり方は多様で、例えば、教会での特別な椅子・場所の要求権、祈りにおけるパトロンおよびその家族のための代願のいのり(Fürbitte、死者・生者のために聖母や聖人に取り継ぎを求めること)の要求権、教会敷地内での埋葬、または墓地における優越的な場所の要求権、パトロンまたはその家族の死去に際しての悲しみの鐘(Trauergläut)の要求権、教会における記念碑建立およびそれへの名前の刻印の要求権等々があげられる。

これらの権能とともに、パトロンには種々の義務が課せられている。その中心はいわゆる建築義務、すなわち、教会にかかわる建造物およびその内部設備の新築・改築・増築・増設・補修に際し、パトロンとしての立場で特別にきよ出する義務である。この義務の対象となる建造物には、礼拝堂、牧師館、キュスター館の他、学校も含まれ、また、それら建造物の不可欠の構成部分——例えば、聖歌隊席、祭壇、鐘、説教壇、洗礼盤なども含まれることになっている。さらに、「特別なきよ出」も、貨幣または現物——例えば材木などで、一定

割合ないし一定量おこなわれることになっている。このあり方も多様である。

このように、教会パトロナートとは、概して、教会が機能し、運営されていくに際して、その教理の解釈、儀式の執行、礼拝、説教、宣教、それらを行う聖職者の服務監督といった事項（いわゆる内的事項）をのぞいた部分、すなわち、人事および維持運営のための物的配慮についての権利義務だということができる。

次に、上記の「特別な権原に基づき」という点を説明しておこう。元来、パトロナートはその起源を先ず、初期キリスト教にもっている。オリエントでは、5・6世紀のキリスト教徒の君主は、その立法で、教会およびその関連施設の設立者やその跡目相続人に、それに供された財産の管理について基本的な影響力を認め、当該教会に任用されるべき聖職者の提案権を留保していた。また、設立者の名誉権もそこで言及されている。西洋でも、設立者の同様な権利が、ガリア教会に関しては5世紀、スペイン教会に関しては7世紀にすでに認められる。これらの権能は、先ず、いずれも、皇帝より個別教会の設立者に、教会への功績に対する感謝の行為として与えられる特典であり、財産上の消費に対する代償と観念されていた。それに対し、ゲルマン社会で支配的な法観念は私有教会（Eigenkirche）の観念、すなわち、自分が所有する土地に宗教施設を設立する者は、それについて、譲渡、売却、相続が可能な所有権をもつという観念である。この私有教会制の起源は、すでにゲルマンの家父司祭制（Hauspriestertum）に求めることができるが、周知のごとく、ゲルマン種族定住のうち、それは私有堂宇制（Eigentempelwesen）となって存続していった。キリスト教の浸透以後も、大部分の農場には付属礼拝堂（Hauskapelle）が建てられた。その際、その聖職者は、領主の家族の他、領内および近隣の他の信者に対しても司牧の活動をした。この場合、その礼拝堂はグルンドヘルの私有物であり、その聖職者はグルンドヘルの被備者であった。¹⁴周知のように、ゲルマン社会に伝統的な所有権概念においては、動産、不動産の如き有体物のみがその対象とされたのではなく、無体物、すなわち、それら有体物にかかわる用益権、収益権の他、それら、とりわけ土地に対する支配と構成的に結合し、経済外的強制の体系を形成している個々の権利もその所有権概念に含まれていた。¹⁵従って、教会の土地・建物とともに、それらに機能的に結びついている聖職者は、グルンドヘルが自由に処理し、管理できるものと観念されていた。聖職者の任命権、教会にかかる財産の管理権は、それについての所有権の一部を構成するもの、あるいは、所有権より導き出されるものと見なされていたのである。この場合、さきの権原、即ち、権限の根拠は「所有」ということになる。

こうした思想は、ローマを中心とした確固たるヒエラルヒーをもち、漸次強固となりつつあった「普遍教会」の思想、すなわち、個々の地方教会に対してローマ中央教会の権威と地位を重視し、それを中核として全教会を統合統轄しようとする思想と対立する。いわゆる「叙任権闘争」は、最大の私有教会領主としての世俗君主と、権威の源泉にして教会ヒエラルヒーの頂点たる教皇との間の、高位聖職者の任命権をめぐる争いであったが、教皇優位のうちに締結されたヴォルムス協定（1122年）以後、下級教会についても俗人教会主の権利を否定する動きがおこる。早くも、1123年および1139年のラテン公会議では、下級聖職者の叙任も司教によって行われるべく、俗人による教会所有は全面的に否認されるべきことが決議されている。以後、しばらく、「普遍教会」は個別教会でのパトロナートを事実上認めざるを得なかったとしても、それは寄進に対する感謝の念からの代償とみなし、もともとは教皇に淵源する「教権付属の権利」（ius spilituali annexum）とし、順次カノン法に位置づけ、教会

裁判権に服せしめようとした。¹⁴ かくて、カトリックの側では、パトロンの権能は所有権概念から導き出されるのではなく、教会によって、教会の設立者およびその子孫に、その功績への報酬として与えられた一つの特権とみなされることとなったのである。¹⁵

ところで、やや講学的な分類をすれば、パトロナートには、如上の権原に対応して、一つの不動産（とりわけ土地）に付随しているパトロナートか、一個人ないし一家族、あるいは一法人・団体に付随しているパトロナートかによって「物的パトロナート」（dingliches Patronat, ius patronatus reale）および「人的パトロナート」（persönliches Patronat, ius patronatus personale）に分けることができる。前者は、通常、それが付随している不動産の売却、譲渡、相続とともに新たな所有者のもとに移るが、それは彼自身に帰属することになるのではなく、従って、「人的パトロナート」に転化するのではなく、その不動産に関する所有権を構成する一権能のまま、その担い手が増減するだけと観念されるのである。ただし、その際、種々の特例がある。通常、ヴェストファーレン条約（1648年）以後、そこで公認された宗派（カトリック、ルター派、カルヴァン派）の所属員であれば、プロテスタントがカトリック教会のパトロナートを、また、カトリックがプロテスタント教会のパトロナートをそれぞれ所有し、行使することができる、という慣行が成立したとされるが¹⁶、敢えて、新旧のパロンが同一宗派であるべきだとされている場合もある。ALRによると、パトロナートから除外されている人物——非キリスト教徒、とりわけユダヤ教徒、異教徒——が、パトロナートが付着している不動産を入手した時、彼は権能としてのパトロナートは行使しえないが、それに関する義務を果すため、きよ出と給付を行わねばならないということになっている。このように、異宗派パロン間の所有権の移動の場合、パトロナートの処置の仕方は一様ではない。いずれも、カトリックの側から見れば、かようにパトロナートを私的所有の観念から導き出す仕方は、「すでに古きに克服された観念の最後ののこりであり、カノン法がいまだに除去できないでいるもの」¹⁷ということになる。一方、「人的パトロナート」は、最初の獲得者の「善行」（教会および関連施設の設立・維持のための負担に対する代価ないし報酬）といった、個人的な獲得根拠に基づいて付与されたもの、と観念されるパトロナートである。その人物に専一的なものである場合もあり、子孫に相続される場合もあり、また、当初より「家門」（Haus）に付与されるパトロナートもある。こちらも、パトロナートの移動が現実に問題とされる時、それらを考察する一つの視角ともいえるものなのである。

ところで、上掲の Arndt による概念規定でも明らかなように、以上のような説明には「概して」という限定句をつけなければならない。同時代でも、パトロナートの現実のあり方は、地域ごとに、また、個別教会ごとに異なっていたのである。先ず、以上のような内実をもつパトロナートは、ランダスヘル法の、カノン法の及びえない「慣行」として区々に成立し、それがしだいに「権利義務」としてそれらの中に取り込まれてきたものである。従って、個別教会におけるその「慣行」は、その教会の設立の由来、領主と農民との関係、ゲマインデの地理的・経済的条件等によって元来多様なものであった。そして、とりわけエルベ以東で支配的であった、いわゆる「グーツヘルシャフト」は、いわば「国家の中の小国家」であり、そこでは自生的な権力関係が温存されていた。その内部関係を規律する規範は、当然のことながら国家によって一元的に定立されるのではなく、それぞれの地域で、領主制の成立の態様、農業経営の方法、住民の気風や性格、文化の段階に応じて、別個につくられていた。の

ちに、ランデスヘル¹⁾の法やカノン法によって、教会に関する「権利義務の総体」と定式化されることになるパトロナートの実体は、先ず、こうした事情を反映して地域ごとに多様な様相を呈していたものと思われる。18世紀末、近代的統一国家形成の一環として着手された統一法典制定の試みに際しても、グーツヘルシャフト、レーン関係、家族法的諸関係などが当初より一般法典から除外され、それぞれの制定法・慣習法に委ねられていた。ALRは一般原則を定めるのみであって、パトロナートの実態がそれで規定しつくされている訳ではない。

さらに、ランデスヘル²⁾の法が地域ごと宗派ごとに別々に発せられ、また、カノン法がやはりその地域的特殊性を許容していたという事情がある。周知のように、プロイセン国家は、歴史的由来、地理的・経済的・気候的・文化的条件が異なり、それぞれ固有の法状態にあった別々のテリトリウムによって構成されていた。従って、あるテリトリウムをプロイセン国家に編入しようとするに際し、先ずそれぞれの特異性を容認し、漸次、統一的一元的に規制する部分を拡大し、近代国家としての統一性を実現していかざるを得なかった。また、カノン法も、とりわけ個別教会の設立・維持に関する、いわゆる「外的事項」に関しては、各テリトリウムの伝統を許容していた。ここから、パトロナートは、ランデスヘル³⁾の法あるいはカノン法によって規定されていたとしても、地域ごとに異なるという状況にあったのである。18世紀末のALR制定は、この法の封建的分裂を克服して統一的な法を定立し、諸種の法を総括して一元的な国家法規範に高め、固定化することによって、法の安定性・確実性を保障しようとする初めての試みであったが、編纂は諸身分や諸団体の既得権の擁護を大前提として出発し、従って、この法典の発布をもってしても法の分裂を克服することはできなかった。国家制定法と伝統的身分社会の法の対立、異なった内容の地方法の併存、多様・個別的な下位法としての優位、これこそ18世紀プロイセンの法状態の基本指標であり、⁴⁾パトロナートの多様性を支える背景であった。

以上のことから、パトロナートとは、元来、教会の設立者に付与される、その教会の運営に関するある種の権能と責務のことであったが、これが学校に類推されて「学校パトロナート」を形成するが、次にその類推を成り立たしめている、教会と学校との結びつきについてふれておこう。

III 教会と学校

中世以来、意図的計画的な教育の場としての学校は、主として教会によって組織だてられてきた。教会は関連の宗教施設に学校を付設し（Domschule, Klosterschule）、専ら聖職者を養成した。その学校は、従って、教会と不離一体であり、宗教施設そのものであった。その生徒はすべて聖職志願であり、そこでの教育内容の決定、教師の任免、財政的配慮、監督はすべて教会の手中にあった。やがて、都市生活の隆盛とともに、聖職志望でない者もそれら教会の学校に入学し、また、都市当局自身が学校を設立し維持するという事態が現出するに至る。しかし、一般に、学校といえば教会の附属施設であり、その管理運営は主として教会が行っていたのである。

宗教改革を経ても、この学校の性格およびそれに対する教会の地位は事実上しばらく変わっていない。先ず、新しい教会は「万人司祭論」の立場から、各人に教理の基本を理解することを求め、そのため、問答形式で教理の基本をわかりやすく説くカテキズムを用意すると

ともに、啓示の唯一の源泉としてのバイブルを、民衆が直接読むことをすすめた。教会は、さしあたり学校という形態をとらず、とりわけ農村で、教会の要求にふさわしい民衆の読み方教授のための配慮を怠らなかつた。キュスターによるカテキズム教授（Katechese）である。この時期のランデスヘル教会法は、週に一回程度、下級聖職者としてのキュスターに、こどもへのバイブル、カテキズム、讃美歌集の読み方の教授を義務づけた。さらに、日々、書き方、計算も合わせ、より組織的な教授をすることが期待されるようになり、このころ、キュスターの教授施設に「学校」の名がつけられ（Küsterschule）、キュスター自身が「Schulmeister」とも呼ばれるようになった。これは、のちに農村での民衆学校（Volksschule）に発展していくのであるが、この段階では全く教會的性格をもち、その活動に携るものも下級聖職者、従ってその監督も、形式上は国家行政組織に組み込まれていたとしても、実際上は聖職者（Superintendent, Inspktor）によって行われ、彼らは、より高い職位の聖職者に服従していたのである。このように、福音主義ドイツ諸邦においては、教会と学校との関係は、かつてのようなカノン法によって律せられることはなくなり、ランデスヘルないし、都市当局の法によって規定されるようになったが、双方の緊密な関係には、大した変化はなく、また、事実上、教育・学校に関する規程は、いずれも教会法の中に含まれ、教会の機能および内部的諸関係を律する一環に位置づけられていたのである。

カトリック領邦にも同様の傾向が見られる。即ち、先ず、カトリックの失地回復を志向するイエズス会が、福音派に倣って民衆教育の組織化を主張し、同会のドイツ管区長 Petrus Canisius が民衆教育用のカテキズムを編む。そして、カトリック諸侯は、その領内での民衆教育振興のための規程を発するという図式である。しかし、福音主義のそれが Pietismus などの、教会内部の運動に支えられて実効性をもったのに対し、カトリックのそれは実行される度合が低く、いずれも実効性はなく²⁴、本格的なカトリック民衆学校の組織化は、のちに触れる18世紀中葉の Schlesien をもって嚆矢とするのである。

こうした事情に、やや異なった様相があらわれたのは、17世紀中葉以降である。長い戦乱ののち、ランデスヘルは民衆学校の設置への努力を再開するのであるが、先ず、その背景では、民衆教育を単に教會的な観点からのみ捉えるのではなく、国家のあり方との関連でその固有の意義を認め、そのための配慮を国家の課題とみなす観念がしだいによくなっていった²⁵、民衆学校は、以前の教会の教育機関たるの性格を失うことなく、今や都市や農村に在住するこどもに、将来の市民や農民としての、生活に不可欠な知識を伝えるという課題をもつにいたった。かようなランデスヘルの側からの教育の固有性への着目は、先ず、学校関係事項を独立の学校法令（Schulordnung）で定めるという点にあらわれる。17世紀中葉より、ドイツ諸領では、独立の学校法令が多数簇生するが、そこには新たな学校を組織化しようとするものの他、以前、教会法に含まれていた教育関係事項をそのまま学校法令の名を冠して再公布したものもある。²⁶ いずれにせよ、ランデスヘルが教育の固有性を認識したことは、法令の発布形式の変化となってあらわれた。そして、それにより、国家権力を背景に親に就学義務を課し、学校の活動内容や内部編制、経費の負担関係、監督等が決められ、さらに、教育行政担当の行政部門が宗務担当部門とは別につくられ、国家の行政組織中に学校監督を職務とする部門がつくられることになった。ALRは、「学校および大学は、国家の施設である」（II, 12, § 1）とし、また、「その施設は国家の承認と認可でのみ作られるべし」（§ 2）、「すべて公的な学校と教育施設は、国家の監督を受け、国家の検査と巡察に随

時服さねばならない」(§ 9)と規定し、国家の施設である旨の宣言をしている。ここに至って民衆学校は、形式上、教会から機構的に分離され、国家の施設となった。

しかし、かような民衆学校教育の国家による規制および、それによる国家施設たるの宣明にもかかわらず、民衆学校と教会との機能上の関係が断ち切れた訳ではない。先ず、19世紀にいたるまでは、民衆学校が宗派別につくられ、原則的に同一宗派の教師と生徒が一つの学校を構成していたという事情があげられる。19世紀になって、一部、宗派合同学校 (Simultanschule) がつくられたが、これは、多宗派住民の混在という事態に対する特例である。この、民衆学校の宗派別編制という原則は、実に第二次世界大戦後の西ドイツまで尾をひいていた。このような編成のもとで、機能的にも学校は教会と深いかかわりをもっていた。先ず、民衆学校には、「宗教」(Religionsunterricht)が主要科目とされ、そこでは宗派ごとにカテキズムをはじめとする各種の教材が用いられ、また、教科としての「宗教」以外の場面でも、教材として宗教関係教材が用いられ、また、授業のはじめやおわりに「祈り」がおこなわれ、随所で讃美歌が唱われた。ところで、一般に、義務教育学校の目的ないし、そこでの教育の質を検討する場合、「義務」の内実、あるいは、「義務」解除の要件に注目することは一つの有効な手がかりとなるであろうが、1642年のゴータ教育令、1734年のプロイセンの「改正規程」、1763年の「一般地方学事通則」等で明らかな如く、一般にこの期の「義務」の内実は、一人前の教会員としての知識・態度の修得、すなわち「堅信(振)礼」をうけ、そこで吟味されるキリスト者としての知識・態度の修得であり、具体的には、教会関係者によるその吟味に合格することが義務解除の要件であった。この点、1765年のカトリック・シュレジェンの規程も同じである。このように、義務の内実ないし解除の要件を教会員としての成熟に求めているとすれば、その学校教育の目的は、第一義的に教會的なものであり、「宗教」はまさにその中心科目であり、学校の存在意義に直接かかわっていたことになる。

さらに、「自伝」を分析することにより、19世紀前半の宗教教育の実状を明らかにしようとした Paul-Gerhard Westphal の著作には、この期の民衆学校、とりわけ農村のそれが組織的に教会固有の活動に参与し、各種の教会儀式、礼拝等にかかわって、教会の運営に一定の役割を果たした例が数多く紹介されている。²³ また、17世紀中葉に、プロイセンに学校教師養成機関が出現し、Schulmeisterなる名称が出現したとしても、その卒業生、すなわち学校教師のための体系的な準備教育を受け、その力量をもった者の数は、全体としては極めてわずかである。大多数の学校においては、Schulmeisterなる名称をもったとしても学校教育に携わる人間は、何らそのための特別な準備教育を受けた訳ではなく、副収入を得るための生業に就きつつ、教会の下級聖職者としての仕事もしていたのである。上記「自伝」によると、とりわけ農村では、学校教師は、——名称はどうであれ——事実上、かつてのキュスターのように、教会の下働きの職務(鐘つき、朝夕の礼拝堂のドアの開閉、掲示、ローソクの取り換え、清掃、祭壇の調整、洗礼の補助、洗礼登録簿への名前の記入、墓地の管理等)をおこなっていたという。²⁴ また、その「教師」による「教授」は、例えばカテキムズについては、説明・解釈など殆んどおこなわず、専ら、F. パウルゼンの表現にしたがえば、「暗誦すべき問いへの暗誦すべき答えのくりかえし」(auswendig zu lernende Antworten auf auswendig zu lernende Fragen)という定式でおこなわれていた。また、他の授業も大部分テキストの vorsprechen (教師が読む)——nachsprechen (生徒がそれに続いて読む)——auswendig lernen (それをくりかえして暗誦する)という流れで展開していた²⁵。

すなわち、「学校教師」なる名称があっても、その実態は、下級聖職者そのものといえるのである。

監督（Schulaufsicht）においても、教会と学校との事実上の一体性が存在していた。たとえば、「一般地方学事通則」はその第24条において「学校教師は、学校の事柄に関してその他一切、直属する説教師の助言と勧告に従わねばなら」ず、「もし、ある学校教師がその義務を怠り、教職者たるの使命と本通則に照らして怠慢が認められる場合、牧師（Pastor）はかかる学校教師に対し、その義務と責任について嚴重に、但し、穏やかにいくたびか注意をしなければならない。そして、もしその学校教師が改悛しない場合、裁判所（Gerichts-Obrigkeit）のあるところでは、匡正のため、それを裁判所に報告し、同時に関係の地方監督（Superintendent）、監督（Inspector）、監督教区長（Praepositus）または首席牧師（Erz-Priester）にも直ちにその旨を報告せねばならない。これら地方監督、監督、監督教区長、あるいは首席牧師は重ねて改悛を促し、それも効果なき時、停職か免職かについての参考意見を添えて、宗務局にこの者の嚴重処分を申請せねばならない」としている。また、25条では、説教師が定期的に担当教区内の学校を視察し、授業を参観する他、自ら生徒に質問して、授業の到達状況を調査し、改めるべき点につき指示し、また、毎日教師を集めて、学校で教えらるべきことについて指示するよう定めている。また、26条は、地方監督、監督、監督教区長、首席牧師に、それぞれの視察管区（Inspection）内のすべての学校を自ら視察し、「両親あるいは後見人が、そのこどもまたは後見を委ねられた児童を規則正しく就学せしめているかどうか、説教師が学校視察ならびに学校教師の指導監督に関する上記の諸規定を遵守し、義務を忠実に履行しているかどうか、その他注意・改善すべき事柄の有無」を調査し、それを高等宗務局に報告すべきことが定められている。

こうした事情は、カトリック地域においても同様である。シュレジェンは、七年戦争によってプロイセン王国の版図に組み込まれ、住民の大多数がカトリックであったが、それらカトリック地域に向けて発せられた「Das Königlich Preussische General-Landschul-Reglement für die Römisch-katholischen in Städten und Dörfern des souveränen Herzogtums Schiesien und der Grafschaft Glatz」（1765年）においても同様である。即ち、学校の管理・運営・監督にかかる聖職者の活動は、国の機関である Kriegs- und Domänenkammer の監視下においておこなわれ、定期的にそれに学校事情の報告がなされなければならない（§ 71）とされながらも、そこでの民衆学校も、キリスト教教育（christliche Lehre）が中心であり、司祭が学校の管理（Verwaltung）をおこない、教父（Kirchenvater）と協力して、学校の経費についての配慮をする。そして、司祭あるいは助任司祭（Kaplan）が、その教区の学校を巡察する（§ 45）。さらに、祭司長（Erzpriester）は、謝肉祭の頃、自らその管区の学校を巡察する（§ 52）。また、一定管区の学校視察者には聖職者が任命される必要がある（§ 62）などと規定されている。やはり学校は、教会の聖職者によって監督され、そのヒエラルヒーに組み込まれているのである。もともと、ここでは、専任視学制度の構想が見られる。即ち、プロテスタント学校においては、一般宗務上の監督機構がそのまま学校に適用されているのに対し、ここでは専任の視学（Schul-Inspector）なるものが構想され、それには「聖職者で、学校教育について特別の知識、またシュレジェンの学校に好んで用いられている教授方法についての知識をもっているか、あるいはよく教育のおこなわれている学校でそれを身につける意志のある者、そして、その改善に興味と熱意をもつ者の

ら選ばねばならない」(§ 62)とされている。しかし、それは、先ず「聖職者」であり、構造的に教会のヒエラルヒーに組み込まれた者である点に留意せねばならない。従って、それは後の機構上教会組織からは独立の官職で教育専門職的力量をそなえた視学の前身たるの意味をもつが、決してそれ以上ではない。⁹⁹

以上で明らかのように、カトリック学校においても、名目上の監督権限は国家にあるとされ、従って、学校に対する教会の作用は国家よりの委託によるものとされているが、事実上、教会は学校に大きくかかわり、それと機能的に結びついていたのである。

こうした事情により、教師も生徒も、地域住民も、そして、教会の聖職者も、行政当局も、教会と民衆学校との機能的なつながりを強く意識し、民衆教育の組織化に際しても「学校パトロナート」なる概念が設立されたものと思われる。

ところで、上掲の Arndt の概念規定から明らかのように、パトロナートとは、ランデスヘルおよび司教の「教会統治とゲマインデ(すなわち、個々の俗人教会員全体)の自然的な生活営為を制限する権利義務の総体」であった。それが主として、いわゆる「外的事項」に関するものであったとしても、その担い手は、いわば中間権力であり、パトロナートの存立自体が、教会行政における中間権力の存在という事態のあらわれである。ここにはプロイセン的な近代化、すなわち、統治領域の相異による中央集権化と地方的自律的権力の同時存在という現象がふかく影を落しているのであって、学校パトロナートの存在は、こうした二元主義を背景としているのである。その間の事情については稿を改めて論じる。

注

- (1) 田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』(1969 風間書房) 343頁。以下の「通則」の訳文は原則として同書に依った。ただし、若干変更した箇所もある。原文は Ludwing von Rönne, Das Unterrichtswesen des preussischen Staates. Bd. 1 (1855 Berlin) S. 64 以下に依った。
- (2) 田中, 同上 222頁
- (3) 若尾祐司「近代ドイツの家父長支配と奉公人(-)」(琉大法学 第31号 1982) 26頁
- (4) 東プロイセンに限定しても, principia regulativa (1736) の末尾の条文, 1741年の訓令 (Rönne, S. 96) の他, 18世紀末にも同種の訓令が多数発せられている。vgl. Achim Leschinsky / Peter Martin Roeder, Schule im historischen Prozess. (1976 Stuttgart) S. 93ff.
- (5) Rönne, S. 76
- (6) 以下の条文は, Rönne, S. 103 以下に依った。
- (7) Paul Schoen, Das Evangelisches Kirchenrecht in Preussen. Bd. II 1906-1910 (Neudruck 1967 Aalen) S. 1
- (8) Georg Arndt, Das Kirchenpatronat in Preussen und die Versuche seiner Aufhebung oder Ablösung. (1921 Prenzlau) S. 13
- (9) Ebd. S.14.
- (10) Paul Hinschius, System des katholischen Kirchenrechts mit besonderer Rücksicht auf Deutschland. Bd. III 1883 (Neudruck 1959 Graz) S. 6
- (11) Arnd, a. a. O. S. 18
- (12) ゲルマン社会での私有教会制の起源と発生に関しては, U. シュトゥッツ (増淵・淵共訳)『私有教会・教会法史』(1972 創文社)を参照。
- (13) 石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造』(1969 有斐閣) 166頁。

- (14) ミツタイス (世良訳)『ドイツ法制史概説』(1969 改訂版 1971 創文社) 406頁。
- (15) Friedrich Saatz, Das Geltende Kirchenpatronatsrecht in der Evangelisch-lutherischen Landeskirche des Freistaats Sachsen. (1935 Leipzig) S. 3
- (16) Schoen, a. a. O. S. 15
- (17) Hinschius, a. a. O. S. 9
- (18) 石部, 前掲, 48頁以下。
- (19) H. Heppe, Geschichte des deutschen Volksschulwesens. Bd. I (1858 Gotha) S.30
- (20) Heppe, a. a. O. Bd. I S. 78, Ernst Chistian Helmreich, Religionsunterricht in Deutschland. 1956 (Deut. Ausgabe 1966 Hamburg) S. 44, Hinschius, a. a. O. Bd. IV S. 575ff
- (21) Schoen, a. a. O. S. 603
- (22) 主なものを列挙すると以下のようになる。Fürstentum Calenburg 1650, 1658 (Heppe, III, 214), Herzogtum Braunschweig 1651 (Heppe, III, 239), Grafschaft Dannenberg 1687 (Heppe, III, 223), Preussen 1713, 1736, Kursachsen (Heppe, II, 179), Fürstentum Lüneberg 1737 (Heppe, III, 224) 等々。その他, 従来教会令の中に含まれていた学校関係条項を独立の学校令にしたところもある。
- (23) Paul-Gerhard Westphal, Die christliche Unterweisung in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts in Spiegel der autobiographischen Literatur. (1961 Frankfurt a. M.) とりわけ, S. 23ff
- (24) ebd. また, Helmreich, a. a. O. S. 39ff
- (25) Helmreich, a. a. O. S. 38
- (26) 梅根悟『近代国家と民衆教育』(1967 誠文堂新光社) 125頁